

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	2-1
処分の種類	移行法人に対する必要な措置の命令			
根拠法令条例等・条項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第129条第2項			
処分の概要	必要な措置をとるべき旨の勧告を受けた移行法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときにおける必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第129条第2項 第百二十九条 認可行政庁は、移行法人が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 認可行政庁は、前項の勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			